

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年10月25日(月) 午前10時

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第12回特別委員会協議内容について
- 2 条例案の検討について

出席委員

委員長 金子勝寿君

委員 塩原政治君

委員 中原巳年男君

委員 丸山寿子君

委員 中原輝明君

副委員長 中村努君

委員 小野光明君

委員 鈴木明子君

委員 中野長勲君

欠席委員 委員 古厩圭吾君

議会事務局職員

事務局長 酒井正文君

議事調査係長 中野知栄君

事務局次長 成田均君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただ今より第13回塩尻市基本条例特別委員会を開催いたします。前回の委員会以降、行政との折衝を行ってきましたので、その経過と報告と今後の条例案の内容を確認していただくことと、今後のパブリックコメントへ向けてということが本日の議題となります。開会に先立ちまして議長のほうよりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) 皆さまご苦労さまです。今、委員長が言いましたように12日の全協の後、13日14日と二日間において行政側というよりは監修の担当課長、係長さんと詰めをさせてもらって用語、言葉の使い方それからダブりの議論をさせていただきました。

15日は、それを基に行政とのすりあわせというか話し合いをさせていただきまして、おおむね委員会のほうとしては理解してもらったということで今日、ここの皆さまにもお諮りいたしまして、ここで了解をいただいてパブリックコメントにかけていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。ご苦労様です。

委員長 それでは協議事項の裏面に前回委員会の経過がございますので事務局、説明をお願いします。

議事調査係長 第12回特別委員会協議内容ですが条例素案の検討を致しました。行政から出された素案に対する意見を正副委員長が検討し素案として委員会に提出する。委員全員で検討した素案を10月12日議員全員協議会に提出をしました。今後の進め方について議員全員協議会の意見を踏まえ素案について行政との意見交換を行い、次回の委員会へ条例案として報告をする。以上です。

委員長 それでは経過のほうを簡単にご説明申し上げましてから条例の内容の検討というふうに入りたいと思いますが、お手元の資料が経過10月4日から10月22日まで、こういうことをやりましたというのが、送り状です。あちらに経過が詳しく書いてありますので、ざっと見ていただければ、こういう形で実際12日からということでしたが、事実上4日頃から徐々に進めまして全員協議会を12日に開いて以降、13日14日15日20日22日と、それぞれトータル30時間ぐらい行政側ともしくは正副委員長、議長共々と条例のほうを丁寧に最後の壁塗りをきれいにするという作業をしまりましたので、ご報告申し上げます。こういった経過を経た結果ですが条例案の変更ポイントという、こちらの資料を見ていただきたいのですが、一枚物ですが、ご送付した資料に入っています。まず、10月12日までの全員協議会までの条文に対しまして行政系のほうから。まず1、行政係からのアドバイス。本日、小松補佐がいらっしゃっていますが、こちらの監修という形で条文の(1)くくりの部分で若干、同じ事をいっている。例えば委員会と議会の活動を議員の活動原則と、もしくは議会の活動原則と、かつ委員会でも同じようなことが書いてある。例えば、議論を尊重したいとか政策立案は積極的にと言った部分具体的には、そういった部分をできるだけ章の中へくくりとしてダブリのないようにしていく。そういう形で、まず、くくりの変更、それから条文の重なっている部分をできるだけシンプルにしていく。それに合わせて各条文の項目の整理(3)です。それから、それを行ったうえで(4)公用文の表記。これが公用文として適切な表現かどうかというところを手直しさせていただきました。その上で前文から最後の条までのいわゆる表現の方法についてもできるだけ統一。統一というのは単に基本条例だけではなく本市の一般的な例規、法令と条例に対してのいわゆる条文の使い方。日本語の表現にできるだけ合わせる形で、まず条文の細かい部分ですが内容の表現の仕方を精査しました。その上で(2)の行政側から実際、今度は内容のことについて。条例について副市長、総務部長以下、行政系の課長等と、こちら側としては正副議長なお正副委員長それから事務局という形で折衝を行った中での主な行政側からの要望点については、先に条例案のポイントでお話を申し上げますと本日の左側の新旧対照表の左側。こ

こちらの10条になりますが、新旧対照表の中になりますが6ページをお開きください。ここに議会報告会12条です。右側の12条には市長等への監視を評価するため全ての議員が参画し、議会報告会を年に1回は開催するといった書き方があったのですが、これは監視を評価するために議会報告会を開くというふうにとられるのではないかといった、ご意見があってこの辺を削除しまして議会の10条のような形で左側10条のような形で議会は全ての議員が参画して市民に対する議会報告会を年1回は開催し議会の説明責任を果たすとともに意見交換をし、市民の意見を議会の活動に繁栄させるものにするという形をとらせていただきました。また、監視機能の強化という13条のところについて、こちらについては、当初は定例的に報告を受け常に監視を行わなければならない。旧16条ですが、こういった書きぶりでしたが、この辺はちょっと文言を監視というところ、それと定例的な報告を受けてというところを議会が報告を求めることができるといった文言に改めました。

塩原政治委員 ここは、12日の全員協議会でお話しをさせていただいたように、反対意見が結構出ましたので、この項については除いたものを行政側あるいは監修する人たちとの話でやっていきますということで、もともとその時点で削除させていただいたので、そうは言っても、ただそれだけではまずいだろうと言うことで、ようするに執行状況の内容についてこの条例とは別にどういう形で正式に受け取りしているかということは残っているわけですけど、基本的には担当委員会に対して執行状況を書類で出してもらうというところまで今、詰めてはあります。そんなことで、この件はおおむね全部、削りましてその分、実をいただいたという状況となっております。以上です。

委員長 そういう形でこういった形の言い回しになりました。それから15条を見ていただきたいと思います。8ページの冒頭、第5章の議員全員協議会の中の第15条。こちらの主な変更ポイントは、項については大きな変更はないんですが、いわゆる議員全員協議会において現状の行政側からの説明を受ける場としているところを、できるだけ議員同士の意見交換の場としているところが趣旨だったんですが、2項のところ旧17条、8ページの右側、議員全員協議会の日時、場所、議題その他、開催に必要な事項は議長がこれを定めると。この第2項だけで行政側の説明を受ける場合を運用できる。という考えがありましたが、行政側から、もう少し具体的にそれができるように、行政側の説明ができる場をとということで左側の15条2項ですね。前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、議員全員協議会を開催することができる。という条文にかえ具体的には、実際にはこちらの第2項をもって行政側が説明できる場の全協というものを運営していくという方法をとれるように致しました。

塩原政治委員 これも普通今までやってきた全協。ようするに行政側が提案してやっていく全協。それは基本的には深い議論はできないということで掲載しておりますので、それを2項のほうにもってきまして、それから1項のほうでは、議員同士で大いに議論を深めるための議論ができるということで、同じ全協になりますけれど、していくということで。また2項のほうでも市長側との提出されたもの意外にも、たとえばいろいろな状況で

どうしても必要な場合等を想定されますので1項増やしてもらったということでございます。

委員長 それから、少し頑張ってみようと思ってみたところですが、旧20条9ページになりますが、中段よりやや上の20条の2項です。議会事務局の体制整備の中の20条第2項。市長は、議長と協議の上、議会事務局の充実に務めなければならない。これについては削除するということになりましたので、ご報告申し上げます。

塩原政治委員 これは前回も言わせてもらったけれど、本来的には条例としてはおかしな文章でありましたので、削除させていただきました。というのは、もともと議会事務局に対しては議長がその責をおうべきで、実質は市長がやっというがいが本来は、そういうような条例でうたって、その中で議長と市長が話をする中で、どういう予算をするかを密室ではないが話をしていくほうが妥当だろうということで、そういう形で削除させていただきました。

委員長 本当は細かく本日、お時間があればやっていってもいいのですが、もともとの10月12日全員協議会を出して、当委員会で検討してきた案の内容を、ほとんどその思い等は変えない形で条文の形に行政係に監視を受けたりする中で、左側の本日の案という形になっておりますので、その辺ご理解いただければと思います。事前に資料のほうを配布させていただいておりますので内容について、ご意見また行政との折衝の中で、どうだったのかというご質問を含めてお時間をとりたいと思いますが、ご意見や質問等ございましたら、よろしくをお願いします。

鈴木明子委員 旧5条の2項というのがなくなっているわけですが3項もそうですけれど、これはどこかとかぶっているという認識のもとに削られたのでしょうか。

委員長 こちらは議会の活動3条の1項ですね。いわゆる議長の第5条2項のいわゆる話です。中立かつ公正な立場において民主的な議会運営等の。これは3条の1項とほぼ同じ事をという話であったものですから、こちらのほうへ移動をいたしました。旧第5条の2項のいわゆる議長は中立かつ公正な立場において民主的な議会運営を行わなければならないというのは、どこへいったかという話ですが、それは左側の新しい第3条1項、こちらのほうで読めるのではないかという監修者の意見をいただいて変更しました。

委員長 旧5条の2項ですよ。

鈴木明子委員 それはちょっと違うのではないかと思いますけれど。議会をつかさどる議長が任務するとか、立場を明らかにすることが目的な項目だったわけで、一般論としての議会としてしまっ、それで読み取れるものなのか分かりやすいのか。

委員長 一つあったのは議会という中の議長というのを顕在化させたこともあったかと、一方で議会としてどうするかという中であれば、議長は当然それを守る必要があるので、一つくくりの話です。一つはその点、議会の中で議長もあるから、あえてここで議長を出さなくてもというのが行政の監修側からのご意見です。もう一点、表現の部分。表現の部分でそれが取り入れられていないのではないかといった指摘ですか、中立、公正な立場に

おいて。

鈴木明子委員 議長「を」という。

委員長 くくりのほうの話ですね。せっかくいらっしゃっているので小松補佐。

行政係長 そちらの表現多々、考えられると思います。ただ、われわれのほうで考えるには議会の中で当然、議員であるし議長もいるという考え方の中で考える段階で大前提の3条の議会の活動原則というところを明記しています。その中でうたわれているべきことは、それ以降とか全てに、当然その方達にもこの条文が、先ほどあった適応されるという解釈をされています。3条の中で議会の活動原則の1号と2号の中で先ほどあった旧5条2項3項の部分について、規程については同じような内容で規程しています。ということは、それ以降に及ぶ方です、議員にしてもそうですし議長でもそうです。その方々には、その規程全て適応されるという解釈のもとに、それ以降の部分については重複的な規程とすることで今回、削除させていただいています。

委員長 いかがでしょうか。

鈴木明子委員 他の皆様のご意見に従います。

小野光明委員 関連で逆に5条ですが議長、副議長とありますけれど、えらい、いわゆる選挙というか選出の部分だけになってしまって、こういう項目を設けるなら、やはりある程度盛り込んだ方が議長、副議長というよりも選挙。議長、副議長の選挙ということになってしまうのでバランスからいくと、あまりにも軽くなってしまったなという印象をうけると思いますがどうですか。

委員長 他にご意見ございますか。

丸山寿子委員 同じような印象をもったのですが、その上の議員の活動原則のところにある程度、若干同じようなニュアンスの含める議会の内容と、きちんと書いてある中で議長及び副議長というところに、もう少し入ってもいいかなと思います。

委員長 3人のご意見が出ましたが、中原議員、中野議員何か。議長を特出ししたのに、また戻ったじゃないかと。ま、ごもっともな。はい。どうぞ。

中野長勲委員 やはり議長は議会の長であり市長は行政の長であるという中で最初の5条の中の2項3項、鈴木委員も言われたが、やはりそうかという感じになりますが3条4条5条もう少しできれば3条の中で議長というものを、もっと出したほうがいいのではないかと感じがします。

委員長 中原委員、何か今のお話ございますか。

中原輝明委員 何もございません。

丸山寿子委員 今、雑談でありましたが4条5条のバランスもあるにはあるのですが。

委員長 議長、副議長をもう少し目立つよう、もとの形を残しながらバランスをとっていく。

副委員長 私も、こだわりたかったのですが何で納得してしまったのか。

中原巳年男委員 結局、議会と議員と、という明確にするために先ほど言われた新しい

5条が選挙になっているのではないかということなのですが、やはり議会というものの長が議長であるので議会のほうの活動原則があれば当然、議長はそういったものをするということで、確かあの時、私は納得したつもりですね。やはり議会運営についての責務が議長にある以上は、議会「は」という言い回しの中でいけば、あえて議長はというのはいらぬというような形で、あの時、私は理解したつもりでいますが、今言われる5条の議長および副議長というのは選挙だけの部分だけということもどうなのかと思うけども、あえて議長は中立に市民にということを入る必要はないのかと。整理をする中では、そういう解釈をしますね。

委員長 だいたい立場が分かってきたと思いますが。さらに。議長、この辺。

塩原政治委員 基本的には議会と議長が同意語で使われているという側面もあるんですけど、確かに議長で頂だしをして、その中で選挙のことしかないというのも、いかなものかという気はします。そういう面では、もともと古いほうの2と3自体も簡単といえば簡単ですが、議長として補足していないような気もしないでもないのです、少し簡単すぎて。そうすれば、ここで議長でなくて、先ほど丸山委員でしたか言ったように議長選挙とか、副議長選挙にかえちゃうとか、それなら物は通るかもしれないという気がします。

鈴木明子委員 議会の中における議長の立場は、やはり一方の市長に対して議長ということで非常に重要なポイントにいる役割、役職だと思うんですね。議会というものを軽視するなと私たちはよく言いますが、それはやはり議長が顔としてどういう議会をひいていくかということになっていくのではないかと思うのですが、議長の立場というのは当然のことと言えば当然ですが、基本条例ですので当然のことをここに盛り込むのがいいのではないかと私は思います。もし、言い回しとか表現について何かあるのなら訂正はあってもいいと思いますが議長の基本的な役。やっぱり強調されるべきではないか、議会自体が重んじられるためにも、ここは大事でないかと思えます。

丸山寿子委員 よそはどのようになっているか気になるんですけど。あと、やはりこれだけ選挙というようなふうに書かなければという内容に思われて、うちの市議会は、議長が何か独断で仕切ってきたとそういう事例もないと思いますが、議長というのは、やはり議員で全体に公平にということはどうたってはいますが、やはり議長は議長の役割として議会全体を公平にやっていくという役割があるので、書いていいのかという感じはするんですが、そういう項目をあげている議会基本条例はあるのでしょうか。

委員長 他市の状況というご質問がありました。

事務局次長 他市の状況等を見まして、議長という独断のところの項目で、このような細かい部分は見あたりません。特に本市の場合、議長の項目を上げたのが5条の1項のところですが、本会議において趣旨表明をするというのが特徴でないかと、ここに議長というのを特に載せてあるのではないかと考えています。旧2項3項の関係まで議長の中で含めてみますと他の項目も一応、整理した中で変更をかけているものもありますが、その辺のところも、もう少し細かく議長のところだけ細かく説明するようになっていきますので2項

3項については、その辺のところを協議していただければと思います。2項3項を付け加えるということになれば他の項目も、もう少し細かな説明が必要になってくるということも、つり合いがとれてこない場合があるということも。

塩原政治委員 例えば2項3項をカットすれば2項として第3条の議会の活動の原則にそって議会の長として、云々という文章が入ればいいじゃないかなという気もする。行政系のほうでどうですか。

行政係長 大原則論からいきますと、前文でできた重複規程という解釈になります。ということであれば逆を言えば、それが弱くなってしまいますので私は、それはいい方がよろしいのではないかと気がします。参考までに他市の状況でいきますと議長の選出等をうたっている場合については、その前の議員の活動原則または議会の活動原則に一項設けて、その部分だけ入れてある自治体もあります。

塩原政治委員 括弧してあるのは、もともと第3条に入れてあるということ。

行政係長 という自治体もあります。

鈴木明子委員 議会運営についてふれているような項目はこの中はないよね。新しくなった最終案のところには。どこかに、そういうふうにふれられていけばいいかなと思いますが。議会の活動ってのがあつての。

委員長 新しい第5条の下にもう一項、二項を加えるかどうかという考え方でいいのではないかとも思いますが。旧5条の2項3項を一つにするような形で第5条の下に付け加えるような形で、そうすると、たぶんどうですか。行政系のほうで、ダブリが出てくるのでちょっとという話ですか。

小野光明委員 行政上は分かりますが一般の人に説明するときに、ダブリと言っても重要なことは、やはり載っけないと伝わらないのではないですか。極端な重複は避けなきゃいけないですけど、そういう項目が減ってしまうと、ただ正副議長が、ただ選出すればいいのかというふうな感覚になってしまうので、やはりある程度、先ほど議長がいったような形で載せたほうが私はいいと思います。このままだと議長は、ただ選べばいいのかというふうにとれちゃうし、その辺は重複というのは分かりますが市民に向けて説明するときには、やはり、もう一項を入れたほうがいいと思います。

委員長 どちらかというに入れたほうがいいと、顕在化させたほうがという。

副委員長 例えば、5条を3条か4条の中に入れちゃえないのかなと。

委員長 副議長から、3条か4条のほうへ入れてしまうという案もござりますが、丸山委員いかがですか。

丸山寿子委員 それも一つの案だと思いますが、逆にいうと小野委員のいうように議長及び副議長の項目を落としたとして、最初に考えた右のほうの2・3を、正副議長の立場として、文章の上のところに入れて、選出方法じゃなくて上に入れて、その下に選出方法を入れたほうがいいと思います。議運として議長も議運の一員ではありますが、議長という立場に選ばれて、やはり議会全体をやはり公平にみていくという立場ということが大事

ということで鈴木委員が言ったわけですね、議長としての役割は議員として立場もあるけれど、さらに議長というのは、そのくらいそういうことが大事だといいたいです。

塩原政治委員 行政係で議会というところに議会（議長は）としたら、おかしい。

委員長 第3条。2ページの第3条議会の活動原則ですね。

塩原政治委員 一番最初はいいですね。

行政係長 それは括弧を使わずに、そのまま規程はできると思います。括弧を使わずに規程する場合にも、選出候補についていっていますので括弧を使わずにそのまま中に落とし入れるとなっています。

塩原政治委員 入れていいってことか。となれば、そこにそのまま議長、副議長の選挙という形で一項目入れていけば、こっちに吸収できるということですね。

行政係長 できます。

委員長 今、議長がおっしゃったのは第3条のところに、この議長・副議長第5条に第5項等で加えるという案ですが。

中野長勲委員 先ほど委員長が言った5条の後へ旧5条の2項3項、これを議長は、そしてまた議会そして議事運営についての項目をつけ足すか、一項増やすかしたほうがいいのかやと私は思います。そうすれば行政側の代表は、市長。議会側の代表は議長。選挙で、もちろん行うというような形から続いてつながるのではないかと感じますが、どうでしょうか。

委員長 おそらく議長のほうを残したほうがいいのかという考え方と、そうではなくて逆に議会全体のことであるから原則のほうへ入れてしまったほうが、すっきりするといったところのまず考え方の違い。それと同様に議長イコール議会だという考え方で、出来るだけシンプルにしたほうがいいのかという考え方と、そうは言っても議長というものを一つ条文の中で大切に、前回までの委員会の案にそった形でやるのかというところの論点だと思えますが。そうはいいてもそろそろまとめていきたいと思えますが。

中原輝明委員 ちょっといいかい。やはりこの項目をここに入れるか入れないかは別問題として議長になる人間は、この程度のことは全て入っていなければいけない。こんなのは書かなくても分かることだ。そのくらいの議長でなくてはだめだよ。これは基本だし。こんな事いちいち入れなければこうだなんて、とんでもない話だ。議長になる人は立派な人でなければいけない。それが議会事務だし、いけなきゃこうだなんて議長はこういうもんだって知ってるよ。あの程度の議長じゃいけないって批判いっぱいあるじゃん。おれの時はいっぱいあった。それを乗り越えるために勉強しなきゃいけないよ。おれはそう思う。おれはいつも言うが議会事務は、もっとしっかりしなくてはいけない。全て勉強して。ま、意見はそういうことだ、おれは。

委員長 と言うご意見もごさいます。少しこういう時に解釈いただきたいのですが事務局。

事務局次長 先ほどの第5条の関係を3条なり4条に組み入れるという一つの意見です

けれど、この条例の本市の特徴とすければ先ほど言いましたように5条の関係と全員協議会で全員の皆さんにお話するというような推進組織の3つが塩尻市の特徴の条例ではないかと思しますので、これは私の意見です。ですので、この項目は残したほうが、より分かりやすいのではないかと考えています。それとあとは論議の中で例えば議会本会議についてはこうだ、委員会はどうだというようなことで論議をしてきたのですけれど、そうするとやはり本会議の中で言っていることも委員会の中でも、うたわなければいけないとありまして、だいぶこの条例の中でダブってきています。ですので、先ほど小松補佐がおっしゃるように条例分の上のほうに書いてある項目については議長がこうだ、ああだというのは、委員会はああだこうだというのをそれを整理してきた過程がありますので、その辺のところをもう一度検討いただきたいと思います。

委員長 若干、行政係等との監修を受ける中で、この中にございました委員会等とのくりも非常に議会全体の活動原則とのダブリが多いことは決して悪いわけではありませんが、条例そのものの分かりやすさという点から、また古厩委員もおっしゃっていましたがシンプルなものであることも必要であるというところを、実は過程を今日いらっしゃる議員の皆さんに見ていただければ一番良かったのですが30時間にも及ぶ折衝の中でこういう形になって参りました。当初、私も本来ならば議長、委員長のほうは残ってもいいのではないかという考え方もございましたが委員会、議長というくりを残すのであれば、その他のさまざまな議会のいわゆる組織等についても全部否定していくような形になる。果たしてそれが基本条例という名の下においていいのかなという中で、こういう形に大分シンプルにきれいになったということもありますので少しその点も踏まえて、できれば議長の忠誠高率な運営、民主的な議会運営というようなのは全く大原則であって、これを書くことも正しいですし、書かないことも、もちろん中原委員がおっしゃっている通り当たり前の話で書く必要はないという答えも正とは思いますが、現在の本日の案の中の全体から見ますとそれを特だしすることが全体の中のバランスでは若干、目立ちすぎてしまうのかということもありますが議長よろしいですか。

塩原政治委員 先ほど中原さんや次長がいったように、ここはやはり議長及び副議長の選出にかえれば、それでいいのではないかと気がします。

委員長 議長からそういうようなご意見が、鈴木委員いかがでしょうか。丸山委員。

丸山寿子委員 今、説明いろいろ受けて議長も議員なので、議会の項目のところに書いてあることを一番の前提にする議員の原則というところを私たち自身も忘れずにつないでいくということで、ここに思いが入っているというふうに解釈すれば特別、書かなくてもと思います。それで今、議長が言ったように、もし、ここの議長及び副議長というところの選出という言葉をつけ加えておかしくなければ、それでもいいと思いますけど。どうなんでしょう。

行政係長 当初ありました案に基づきました見出しを付けさせていただいております。議長及び副議長は強いのかなと思っておりましたので、そのようにかえたほうがよろしい

かと思えます。

委員長 ということです。

小野光明委員 流れからいくと当選するという項目よりは、先ほど議長が言った3条にもう一項入れたほうが、すっきりするのではないのでしょうか。流れ原則、連携で、ここだけやけに具体的すぎるといのはどうなのかなあ。まあ、選出選挙によって行っているというのは良いでしょうけれど、でしたら議会の活動原則1項に入れたほうが、すっきりすると思えます。

委員長 今、小野議員からそういった形のご意見がございました。第5条の括弧書きを、まず議長及び副議長の選出として第5条を第3条の1号へ移したほうが、すっきりするのではというご意見ですが。

中原巳年男委員 括弧書き入れますか。

委員長 括弧書きは消えて、私もそのほうが、すっきりするような気がします。

行政係長 今、言った考え方からいきますと、活動原則の中で選出候補、一つの候補だけを否定している形になりますので順番からいけば5番目ぐらいでよろしいかと思えますけれど。

委員長 3条の(1)から(4)は、どちらかという原則、特に理念的なことをここでは語ってますので具体的な方法については、私もどうもいいのかというところですが。

塩原政治委員 やはり今出たように議会はということで1、2、3、4があるのだから、その中でその次に今度はその調査で議長はどうやって選ぶか、ということで選出という形でもっていったほうがいいのかと気がします。5番で。

委員長 ご意見ございますか。位置の話ですが。

中原輝明委員 ここで今これだけ論議されているので正副委員長と正副議長に任せるは、いいように決めてよ。

委員長 中原委員からそういったご意見がございましたが、確認をさせていただいて第5条については第3条の議会の活動原則のほうへ移動するというので、1から5までに關しては(5)で入れるほうがいいのかと思えますがよろしいですか。

〔お任せします。の声あり〕

委員長 ありがとうございます。それでは議長のことに関してはこれで終わりにしまして、他にございますか。

丸山寿子委員 5ページのところで。市民に対する情報の公開、第8条3で市民が本会議、委員会等傍聴できるよう務めなければならないという表現に全て入るといのか6ページでいきますと右側の4番11条の上ですけれど、議会はあらゆる市民が傍聴できるよう務めると、いろいろな意味を含めていたのですが全てそういったことも含めて、新しいほうの8条の3に全て含まれているという考えでいいのでしょうか。

委員長 あらゆる市民という団体が全て入るので、あらゆるということを入りたいという気持ちはものすごくあってお話をしたのですが市民と書いた段階で全て入ること

で書かれておりますが、ただ今の点に関して逐条解説のほうで、その辺を詳しくできるだけ書かせていただきましたので、逐条解説がお手元にあると思いますが3ページのところの第8条の解説のところの ということと逐条解説としてこんなに書いていいのか分からなかったのですが一般質問、代表質問内容の市民への周知と傍聴者への資料提供や情報提供を活用して可能な範囲で議案関係資料を提示することを考えています。その後これまで議場での手話通訳が要約筆記による傍聴を認めてきた経緯を踏まえ、今後もノーマライゼーションにそった傍聴ができるよう可能な限り配慮を行いますという形で思いは、こちらのほうへ書かせていただいたものですから、あらゆるというのを取ったことに関して、ご理解をいただければなと思います。

丸山寿子委員 お聞きしたいのが解説については、行政側のほうで見てもらってあるのか、解説も含めてパブリックコメントというのはしているわけですか。

委員長 解説については、途中でお渡しして若干見ていただいておりますが最終的には、このあと見ていただいて字句の整理は監修いただくということと、パブリックコメントに関しましては最後には、もちろん解説をつける予定でございます。他にございますか。

小野光明委員 行政側からの要望ということで最初に議長から説明等がありましたが具体的に例えば市長への監視を強化するとか一番は監視機能の関係で定例的に報告を受け監修を行わなければいけないと、ここも簡単になったと思うんですけど、行政側はどんなふうな意見が。

委員長 まず私が簡単に、非常に監視という言葉が条例全般にございました。それに関しては3ページの第2条使命のところですね、2条の2項に議会は市の議事機関、意志決定機関として政策及び予算が公正で民主的かつ高率な執行がなされているかどうかを監視するものとする。こちらに使命として、きちんと書かれているので、それ以降でまた再び監視、監視と出てくるのは、先ほどの行政からの主な要望の前の行政係側からのアドバイスとして、あまりダブリが多くてもどうかということをいただきました。それを踏まえたあと、決算委員会なりいわゆる予算の執行状況について定例的に報告を受けることに関しては行政側とのやり取りがある中で、ここはちょっと既に使命でうたっているのに、あえてここでうたうのはどうかという意見があったことと、やはり非常に行政側からも正直なお話、抵抗がございました。ここは正直一番の焦点でしたので、正副委員長に議会として副市長と話したので副委員長から少し、監視機能を。

副委員長 いろんなところから監視という言葉が出てきて例えば議会報告会についても市民のみなさんと意見交換をするというのが主な目的であるにもかかわらず、あの文章の書きようでは行政を監視するために、あれを出せるように、そのほうが強調されていると。そうでなくて行政に対する厳しい意見もしっかり受け止めなければいけないというようなやり取りもある中で前段に、全体としてそういうことが規定されているので、できればそこは誤解を招かないような表現をしてもらえないかというようなことがありました。あとは、定例的に報告を受けて常に監視を行わなければならない、ということですが。

塩原政治委員 定例的というと月を区切って2ヶ月とか3ヶ月に、あるいは定例議会4回にやるとか、それだけやる必要があるかどうかということも検討する中で、例えば2回でもいいのではないかという話も出てくる。だから冒頭申しましたように、このことについての最後のつめは、まだしていません。はっきり言って年何回、執行状況を議会側に出すか。ただ今度それは基本条例と違ってきますので基本条例では、そういう形でやっていますから今度は議運でもどこでもそういう形で何回やると決めていただければ、それに対して行政側とまた話ができるということで、基本的には監視どころと先ほど副委員長も言いましたが、監視という言葉が行政の監視と行政を行う事業に対しての監視が本来ならば、混同させてはいけなということで監視という言葉をちょっと削除させてもらった経緯ですので監視をしないということではない。ただ最初に元々この基本条例をつくっている方の皆さんは、はっきり申し上げますと、ちょっと一部の政党に近い人が多いので強い意味の文言と、そういう面ではあえてそれをするよりは、そんなことで行政側とすったもんだして時間をかけるよりは、実質、我々は執行状況が把握できれば本来はいいということで、先ほどいいましたように実を取ったということです。

小野光明委員 監視についてですけど定例的に報告というのが、そんなに出来ねえよという本音が多分あったのではないかな。やはり、そうは言ってもあるのですが現実、例えば3ヶ月ごとにそんな報告出来ねえよ。というのが実はあったのではないかなと思ったのですが、どうですか。現実例えば2ヶ月なのかペースは分かりませんが。

塩原政治委員 もちろん、一番そこで議論になったのですが、いずれにしてもそれで担保として取らせていただければいけなという話が副委員長、委員長から出まして監視という言葉のかわりに担保になると。ただし先ほど言いましたように2ヶ月、3ヶ月とか毎月とかそういう話になって基本的には定例会の4回あるいは2回にするとか、その辺のまだ交渉というか詰めは残っていますとうことですので基本的には2回になるか4回になるかは別として、そういう形では行政側も協力してくれると、そういう話です。

副委員長 まず決算委員会という話が来まして常任委員会というようなすみ分けはどうするのか具体的な姿が見えない中で最初にこういうふうにならなうと後々困るといふか、体制整備が整わないというようなお話もあって、ようはこの条文で書いてあることで我々が何を求めているかということが、先方がまだ理解されていなくて決算資料が3ヶ月に1回とか定例的に出せと言うようなニュアンスでとらえられていました。実際はそうではなくて予算の執行状況やら重立った大きな事業の進捗状況なんかを、しっかり定例的に議会のほうへ報告してもらうことが重要だということをお話させていただいて、そうすると決算委員会と言うよりは常任委員会の仕事だよね。という話になって、それは全協でもご指摘があった通り決算委員会ということではなくて特別委員会の中で書類として提出していただいたらどうかという話になって具体的にはそういうものかという話になりまして、今、例月出納検査をやっています。その時に予算の執行状況何パーセントだということだったり事業調書という形ですでに実施をされた事業についての報告があるの

で、そんなような改めて作るようなものではなくて現在つくってあるものを印刷して出してもらえばいいというような資料の提出であれば、これは行政としても対応できるのではないか、というようなことで向こうも手間がかからないし、こちらも資料をいただけるといようなそういう感じになりました。

小野光明委員 分かりました。あと、定例的というのが外れて求めることができる逆に言えば求めなければ出さないよ。ということにもなるので、その辺も少なくとも定例会後とか文言も入れるかどうかとありますけれど、ある程度しっかりやはり必要な報告だと思うので、その辺は先ほど定例的というのが削除されたので、その辺のニュアンスをどうするかってありますので定例会毎に必要なのかと思います。

塩原政治委員 それは今後の交渉となりますので、先ほど申しましたように例えば議運のほうで扱ってもらおうようになるかもしれないし、どこで交渉を常にするかしていないので、パブリックコメントを出せば、若干意見がきますので、その方向でいきたいと思いません。

委員長 よろしいですか。他にございますか。一点だけ行政側から政務調査費について記載がないと。いわゆる政治的問題が社会的問題になっているのに市民に対して、やはり基本条例の中で政務調査費について塩尻市の議会の政務調査費は、きちんと適正に他の議会も進んで情報公開もしているのですが、基本条例に一言触れておくくらいがいかでないでしょうかというご指摘がございましたが、条文として入れておいてもいいのかと個人的には思いますがいかがいたしましょう。経緯は皆さんご存じのとおり、これだけきちんとやってあるのに基本条例にうたわなくてもいいのではないかとこのところで、委員会で落とした経緯がございます。外しました、もともとは入っていました。条文の案は一応つくっておきます。入れる方向であれば簡単に入れる。たとえば、紙を配ってもらっていいですか。

中野長勲委員 どこか入っていますか、他市で。

委員長 他市では入っているところあります。

中野長勲委員 近隣で。

塩原政治委員 入っていないところもあるし。

委員長 簡単シンプルに政務調査費については、その適正な執行に努めるとともに市民に対して説明責任を追うということで現状、情報公開の対応にもなっておりますし特に運営上の変更はありませんが、基本条例の中にこういうところに入れておけばいいのかと思いますが。議員の活動原則でもいいですし。一応こんな案分で最後は行政係と相談しますが正副委員長に、もし一任していただければ、そのまま入れるような方向で考えていいのかと思いますが。入れるか入れないか先に議論したいと思いません。

塩原政治委員 入れるか入れないかだけ議論してもらわないと。

中野長勲委員 やはり金額は別として差はあると思うんだけど、政務調査費については疑惑の問題になるもんで、それは入れたほうがいいと私は思います。どこの項目に付け

加えるかは改めているのかわかりませんが必要でないかなあ、条例であげておけばいいと思います。

丸山寿子委員 私も入れたほうがいいと思います。信濃毎日新聞のように一般的に長野県民の多くがとっている新聞ではなくて、もっと全国紙なのですからけれど何か新聞に一覧に載ったときに、塩尻市が説明を求められれば資料を提供するのだけれど、公開をしているか、していないかという項目で、それをしていないほうに入っていたことがあったのです。それで市民の人に聞かれて政務調査費をこれくらいで、都会と比べると、とても少ないのです。こういうふうにきっちり出しているし、聞かれれば事務局に問い合わせがくれば全部公開していると説明はしたのですけれど、やはりそういう点が分かりにくいところというか、なかなか市民に、そうしたことの手順とか書いたほうが分かりやすい。

委員長 他に、いいですか。載せる方向で。では場所等は一任をいただいてということで。これは載せる方向で行いたいと思います。

丸山寿子委員 載せるとなったので、解説というところで何か少し説明するのですか。すでに取り組んでいることがありますよね。インターネットに項目とか載せていましたっけ。違いましたっけ。

委員長 インターネットに載っているかどうかですね。

塩原政治委員 事務局で公開しているはずですよ。

副委員長 会派に支給されているということは解説に入れたほうがいいのではないかな。個人ではなくて。

委員長 会派に支給されていて年額、一人頭いくらという形で逐条解説の規定は入っておりますので少し、あらかじめ概要は書いておけば、形でいきたいと思います。それでは全体を通して何かございますか。なければ次のほうへ移りたいと思いますが、条例の内容についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは以前、お配りしました通りスケジュールにのっとりまして、あさって27日よりパブリックコメントということで条例の条文と、お手元の逐条解説。今、ご意見いただいたので、それを、修正等をいたしまして、パブリックコメントにかけまして1ヶ月間、11月26日まで。11月26日までですが二日前の24日の議会運営委員会のほうに、こういう形の条例案で本会議に提出する。ということで。その後12月1日に本委員会を開きましてパブリックコメント等をうけての最終的な修正等を踏まえまして、12月14日にもう一度最終案を検討いたしまして最後12月22日には定例会のほうへ提案し制定を目指したいというスケジュールになりますのでよろしくお願い致します。

小野光明委員 委員以外の他の議員への説明とかはどうなっていますか。

塩原政治委員 その件に関しましては今日皆さんからご了解をもらったということで、この文章を配らせていただきましてパブリックコメントと同時に皆さんからのご意見もいただくということ。それで11月26日パブリックコメントの終わりと一緒に閉めさせていただきます。また委員会にかけるということをお願いいたします。

委員長 ということでございます。それから、12月定例会で可決をされていない前に話すのはなんですが補則で施行です。1月1日ということ条法案を提出させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。各、他の市町村の条例を見ましても、ほとんどが翌月の施行となっておりますので、そのようにしてまいりたいと思いますがよろしく願いします。ご意義なしということで。では事務局、何かありますか。漏れ等がなければこれで終わりにしたいと思います。

事務局次長 先ほどの資料、新旧対照表の新しいほうの12条を見て頂きたいと思いますが、12条の(7)将来にわたる政策等のコスト計算という条項がありますけれど、行政側との話の中で、こちらのほうの資料ミスでありますけれど政策にわたるコスト計算と言うことで将来にわたるコスト計算と言うことで政策等というのを削除をお願いしたいと思います。この政策といいますと莫大なと言いますか大きな項目になってしまうので提案する事業のコスト計算だという意味で政策等というのを削っていただくということでお願いしたいと思います。7ページの12条の(7)、将来にわたる政策等のコスト計算のところの政策等を削っていただきたいと思います。条文自体は削るのですが12条の頭から読んでいきますと事業のコスト計算ととれますので、そのようにしたいということです。

委員長 ここがなぜ、削れたかという理由は政策等となりますと、いわゆる実施計画等も含まれると言うことで、あくまでも逆に言えば、政策等となると少し広くコスト計算自体ができないと。将来にわたるコスト計算というほうが、たとえば事業等の具体的な計算ということではいいのではないかと、行政側からの監修の範囲で指摘がありましたので削ること、かつ他の市町村もしくは県議会の条例でも、最近制定された条例においては、政策等にというものは削られていることが多いということを含めて、ご報告申し上げます。よろしいでしょうか。

事務局次長 先ほど日程、お話ありましたけれど12月1日の定例会の後、会議をやりたいと思います。もう少ししたら文章を差し上げたいと思いますけれど予定をお願いしたいと思います。議運がありますので、終了後にやりたいと思います。11月24日議運のほうには今の条例案を出していきます。ですので、パブリックコメントをその間やっていますから、変更が中には出てくる可能性がありますけれども、現在の中ではこの案として12月定例会にかけたいと思ひまして議運のほうには出しますけれど、そこで協議ということは特別委員会でありますので、こちらで特別委員会の委員長で提案はできますので一応、報告というように議運ではなると思います。

委員長 定例会、議会運営委員会終了後、本委員会開催ということで、よろしく願い致します。本委員会の会議の内容は以上ですがよろしいですか、最後にいろいろと行政側とお話する中で詳しい内容を今日、本当はより時間があれば、ご説明したかったのですが議長が先頭にたっただきまして、副市長と議会と非常にぎりぎりまで、こういう行政に対する監視のありかたや資料の提供についてお話しできたということは有意義だったと思いますし、また今後、条例制定以降はそれをよりよい議会運営に務めさせていただけれ

ばと思いますので、ぜひ制定に向けて皆様のご協力をお願いしたいと思います。それではパブリックコメントなかなかコメントがどれだけくるか分かりませんので、またお知り合い等に意見を下さいという形で広めていただければと思います。それでは第13回塩尻市議会基本条例特別委員会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時21分 閉会

平成22年10月25日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印